

令和8年設楽町訓令第1号

庁中一般
出先機関一般

設楽町国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町訓令第1号

設楽町国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領の一部を改正する要領

設楽町国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領(令和元年設楽町訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加える。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領（令和元年設楽町訓令第1号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減免措置の内容)</p> <p>第3条 旧被扶養者に対する次のような保険料の減免措置の適用は、条例による他の減免の取扱いと同様、申請によるものとする。ただし、納入通知書による賦課を待たず、減免申請手続を行うことも可能とする。また、減免措置の適用方法は、国民健康保険の資格取得届をもって減免手続を行うことや職権適用することも可能とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 旧被扶養者に係る被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課5割、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。</p> <p>(1) 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割</p> <p>(2) 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(減免措置の内容)</p> <p>第3条 旧被扶養者に対する次のような保険料の減免措置の適用は、条例による他の減免の取扱いと同様、申請によるものとする。ただし、納入通知書による賦課を待たず、減免申請手続を行うことも可能とする。また、減免措置の適用方法は、国民健康保険の資格取得届をもって減免手続を行うことや職権適用することも可能とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 旧被扶養者に係る被保険者均等割額_____については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課5割、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。</p> <p>(1) 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割</p> <p>(2) 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割</p> <p>3・4 (略)</p>